

## 第1回登米市上下水道事業運営審議会

## 登米市下水道事業の概要について

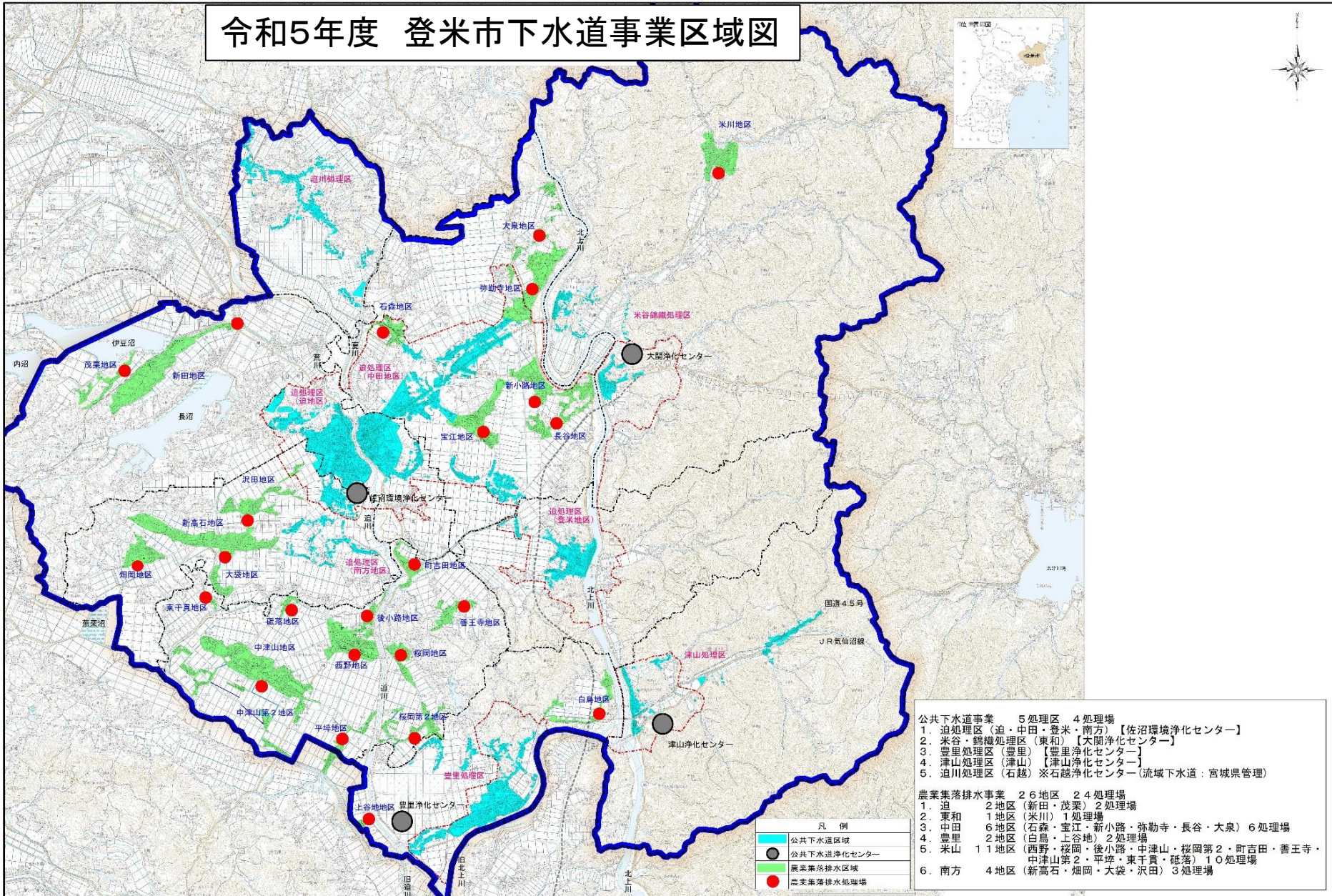


登米市は、北上川、迫川などが流れ、また、白鳥やガンなどが飛来するラムサール条約湿地の伊豆沼・内沼をはじめ、その他大小の湖沼群があり、人や多くの生き物に豊かな恵みを与える「水の里」となっています。

このことから、市章を中心に、水面に広がる波紋をモチーフとしたマンホール蓋としています。

令和 5 年 6 月  
登米市上下水道部

# 令和5年度 登米市下水道事業区域図



- 公共下水道事業 5 処理区 4 処理場
1. 迫処理区(迫・中田・登米・南方)【佐沼環境浄化センター】
  2. 米谷・錦織処理区(東和)【大関浄化センター】
  3. 豊里処理区(豊里)【豊里浄化センター】
  4. 津山処理区(津山)【津山浄化センター】
  5. 迫川処理区(石越)※石越浄化センター(流域下水道：宮城県管理)

- 農業集落排水事業 26 地区 24 処理場
1. 迫 2 地区 (新田・茂栗) 2 処理場
  2. 東和 1 地区 (米川) 1 処理場
  3. 中田 6 地区 (石森・室江・新小路・弥勒寺・長谷・大泉) 6 処理場
  4. 豊里 2 地区 (白鳥・上谷地) 2 処理場
  5. 米山 1 1 地区 (西野・桜岡・後小路・中津山・桜岡第2・町吉田・善王寺・中津山第2・平埜・東千貫・砥落) 10 処理場
  6. 南方 4 地区 (新高石・畑岡・大袋・沢田) 3 処理場

凡 例	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightblue; border:1px solid black;"></span>	公共下水道区域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:gray; border-radius:50%; border:1px solid black;"></span>	公共下水道浄化センター
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightgreen; border:1px solid black;"></span>	農業集落排水区域
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color:red; border-radius:50%; border:1px solid black;"></span>	農業集落排水処理場

## 登米市の下水道整備状況及び処理施設

	処理区名	整備計画	処理方式	処理場
公共下水道	迫処理区	R5整備完了予定	分流式	佐沼環境浄化センター
特定環境保全 公共下水道	豊里処理区	R5整備完了予定	分流式	豊里浄化センター
	津山処理区	R5整備完了予定	分流式	津山浄化センター
	米谷・錦織処理区	R5整備完了予定	分流式	大関浄化センター
	迫川処理区	R5整備完了予定	分流式	石越浄化センター(流域下水道:宮城県管理)
農業集落排水	迫町 2地区	整備完了	分流式	2施設
	東和町 1地区	整備完了	分流式	1施設
	中田町 6地区	整備完了	分流式	6施設
	豊里町 2地区	整備完了	分流式	2施設
	米山町 11地区	整備完了	分流式	10施設
	南方町 4地区	整備完了	分流式	3施設
	計 26地区	整備完了	分流式	計 24施設
特定地域生活排水	市内全域		合併浄化槽	設置基数1,913基 ※R3決算統計
個別排水	豊里・南方地区	整備完了	合併浄化槽	設置基数 135基 ※R3決算統計

# 登米市の下水道事業の概況

○本市の下水道は、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備推進事業により、地域の実情に応じた事業手法で整備を進めてきました。

○下水道普及率(汚水処理人口普及率)は、平成17年の合併当初は62.3%でしたが、下水道の整備が進むとともに向上し、令和3年度は84.5%となっています。

## 登米市の下水道普及率、水洗化率及び接続率

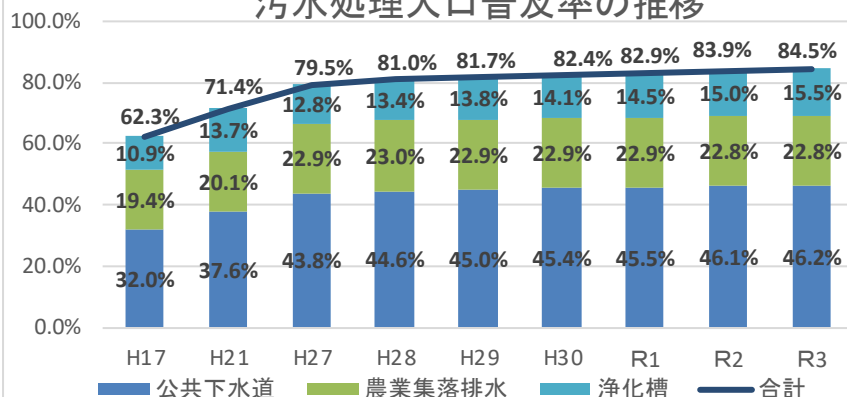
### 現状 (R3年度末現在)

汚水処理人口普及率 **84.5%**

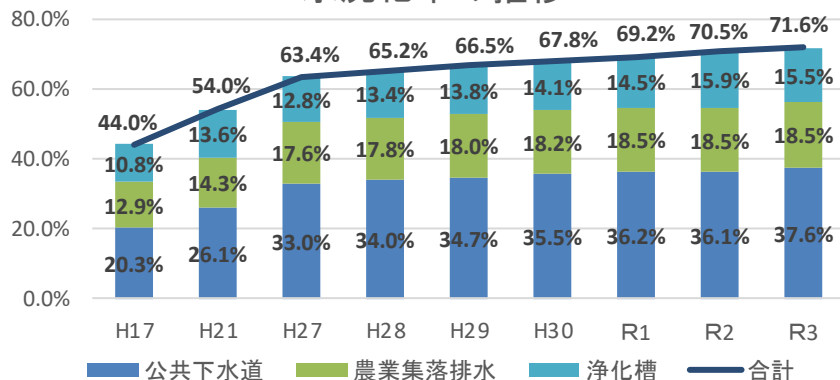
水洗化率 **71.6%**

行政人口 75,628人  
 処理区域内人口 63,906人  
 水洗化人口 54,180人

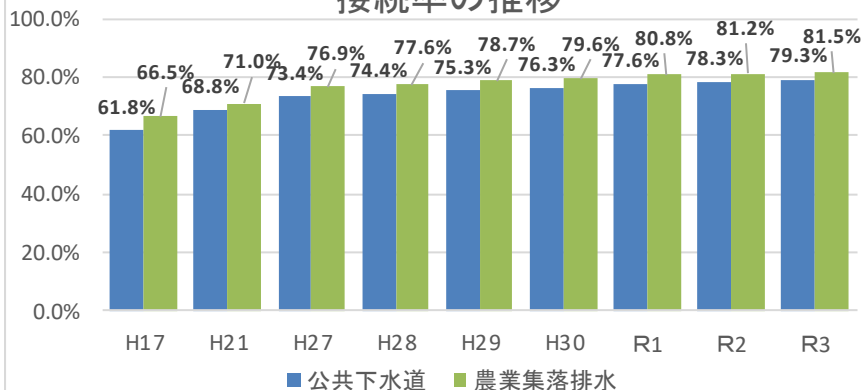
汚水処理人口普及率の推移



水洗化率の推移



接続率の推移

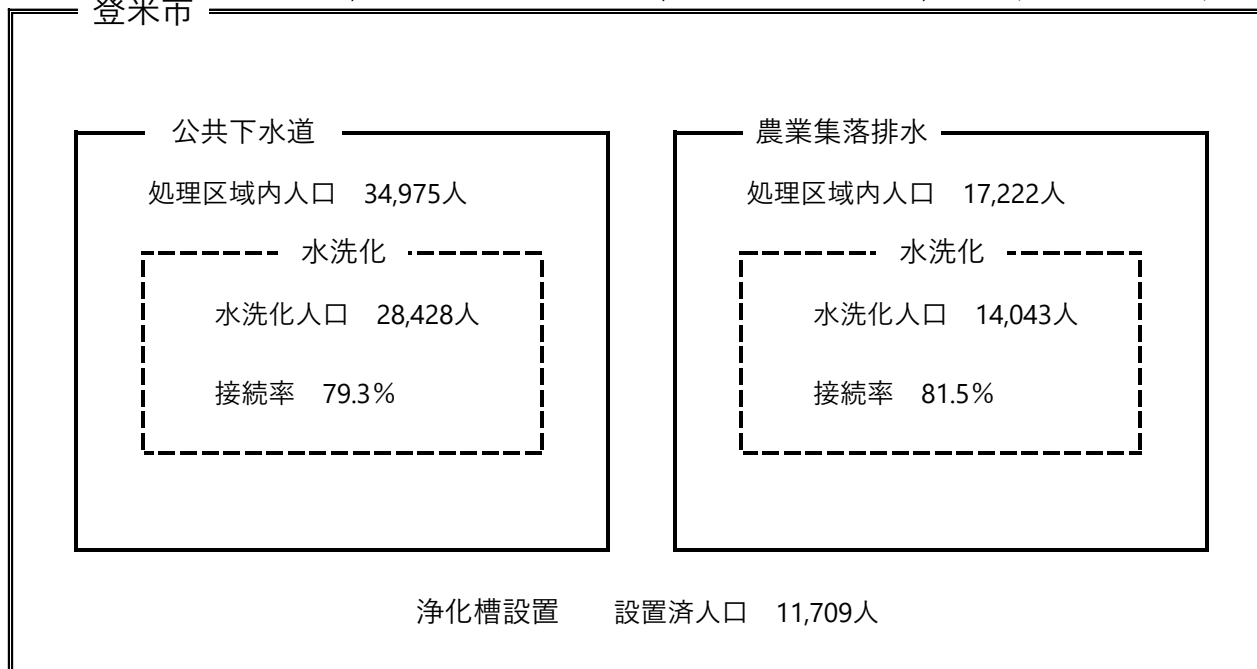


(令和3年度末現在)

区分	処理区域内 (設置済)人口	汚水処理人口 普及率	水洗化人口	水洗化率	接続率
公共下水道区域	34,975人	46.2%	28,428人	37.6%	79.3%
農業集落排水区域	17,222人	22.8%	14,043人	18.5%	81.5%
浄化槽設置	11,709人	15.5%	11,709人	15.5%	— %
計	63,906人	84.5%	54,180人	71.6%	80.0%

## 【 区域イメージ図 】

登米市 行政人口 75,628人 処理区域内人口 63,906人 水洗化人口 54,180人 (水洗化率 71.6%)



### 【行政人口】

住民基本台帳の人口

### 【水洗化人口】

下水道処理区域内人口のうち、水洗化が完了している人口

### 【汚水処理人口普及率】

市の全人口に対して、各処理区域内の人口の割合

【処理区域内人口÷行政人口×100】  
(浄化槽は設置済人口)

### 【水洗化率】

下水道等の施設を利用できる人口のうち、実際に排水設備等を設置し、下水道を利用している人口の割合

【水洗化人口÷行政人口×100】

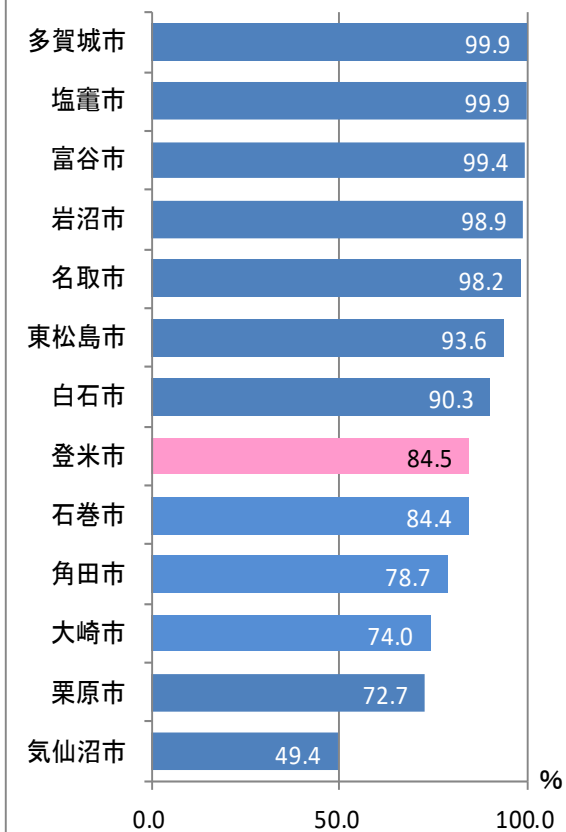
### 【接続率】

処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して、下水道に接続している人口の割合

【水洗化人口÷処理区域内人口×100】

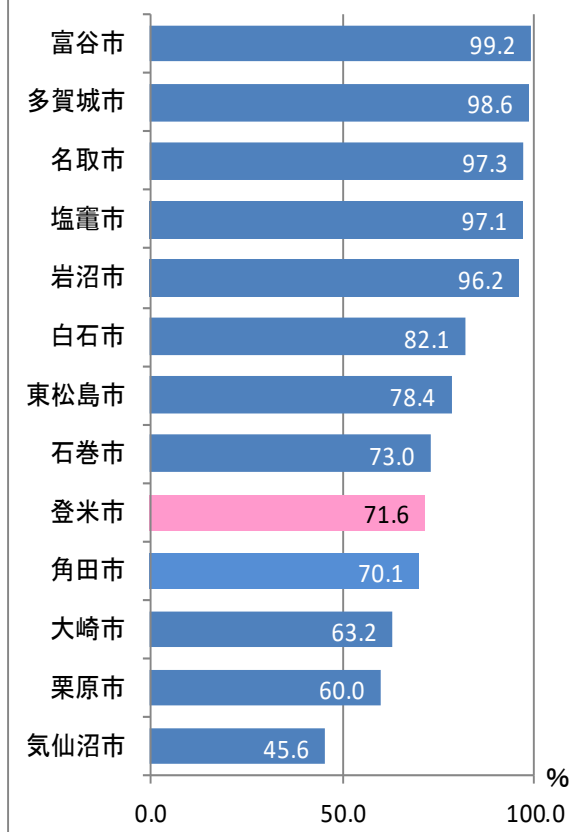
# 県内13市との比較（仙台市除く）

汚水処理人口普及率



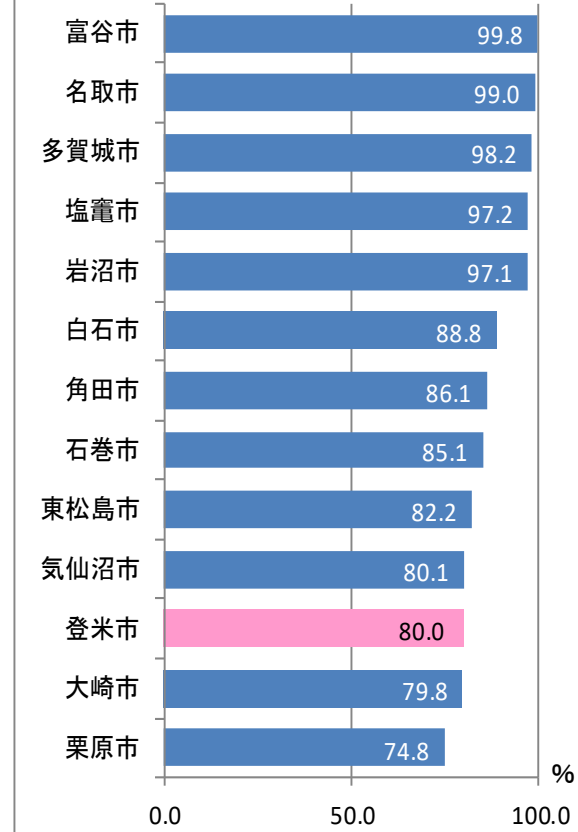
※塩竈市、多賀城市、富谷市は農業集落排水を含まない

水洗化率



※塩竈市、多賀城市、富谷市は農業集落排水を含まない

接続率

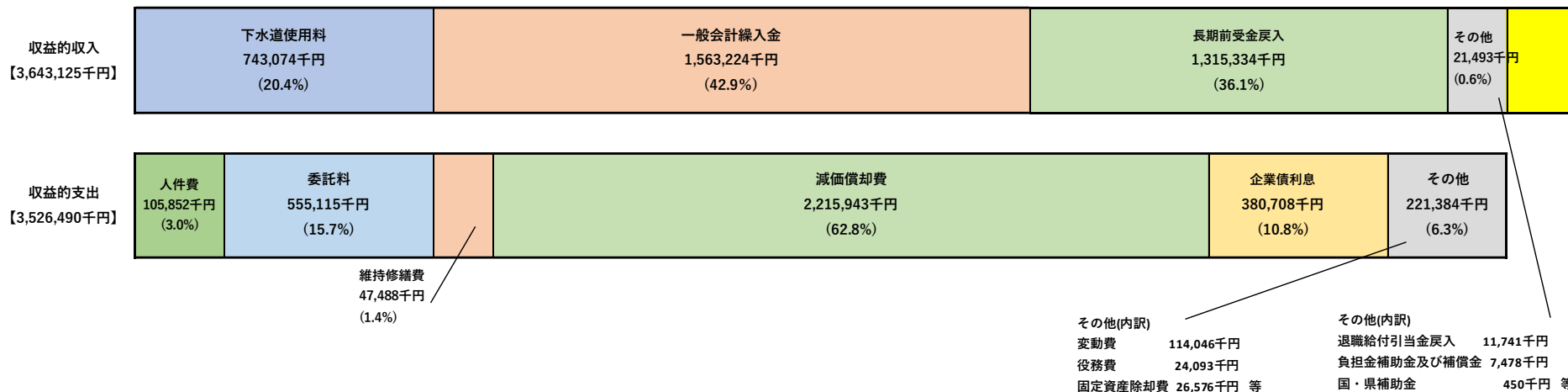


※浄化槽は除く。

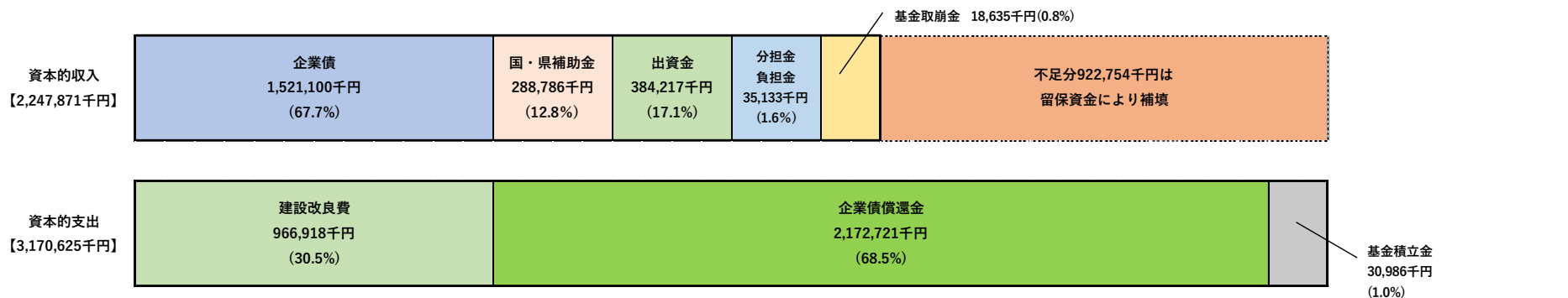
# 令和3年度 下水道事業の決算

収益的収支 **(税抜)**・・・下水道使用料などの収入と、家庭等からの汚水を処理するための支出

黄色部分は収入が支出を超える部分  
(= 当年度純利益 116,635千円)



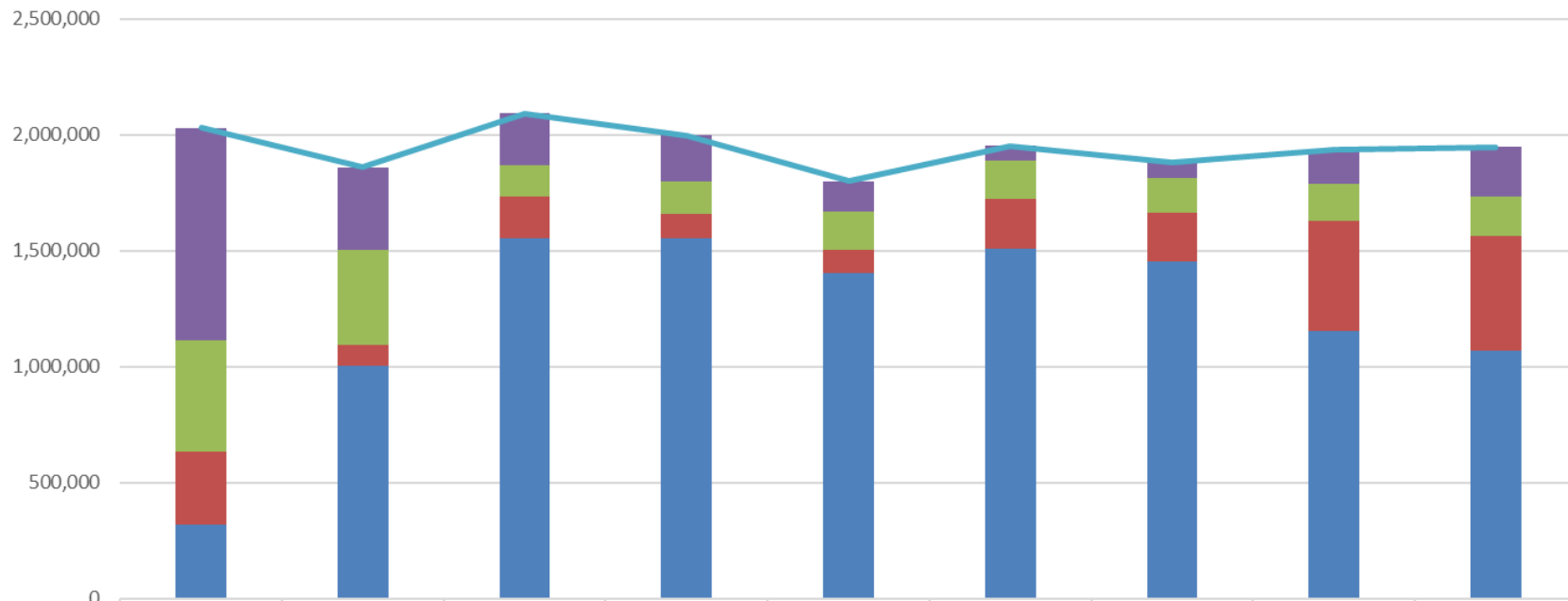
資本的収支の構成 **(税込)**・・・下水道施設を整備・更新するために要する収入と支出



# 一般会計からの繰入金の推移

○一般会計繰入金は、近年20億円前後で推移しており、令和2年度で19.4億、令和3年度で19.5億となっています。

一般会計繰入金の推移



	H17	H21	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
資本的収支(基準外)	915,935	353,601	221,180	199,723	130,610	62,244	63,304	147,993	215,904
資本的収支(基準内)	481,859	412,160	137,805	140,438	164,709	163,964	151,317	158,862	168,313
収益的収支(基準外)	313,773	90,698	178,371	105,054	102,434	214,587	212,221	474,801	494,407
収益的収支(基準内)	319,147	1,002,986	1,554,746	1,552,334	1,402,379	1,510,737	1,452,584	1,155,852	1,068,817
合計	2,030,714	1,859,445	2,092,102	1,997,549	1,800,132	1,951,532	1,879,426	1,937,508	1,947,441

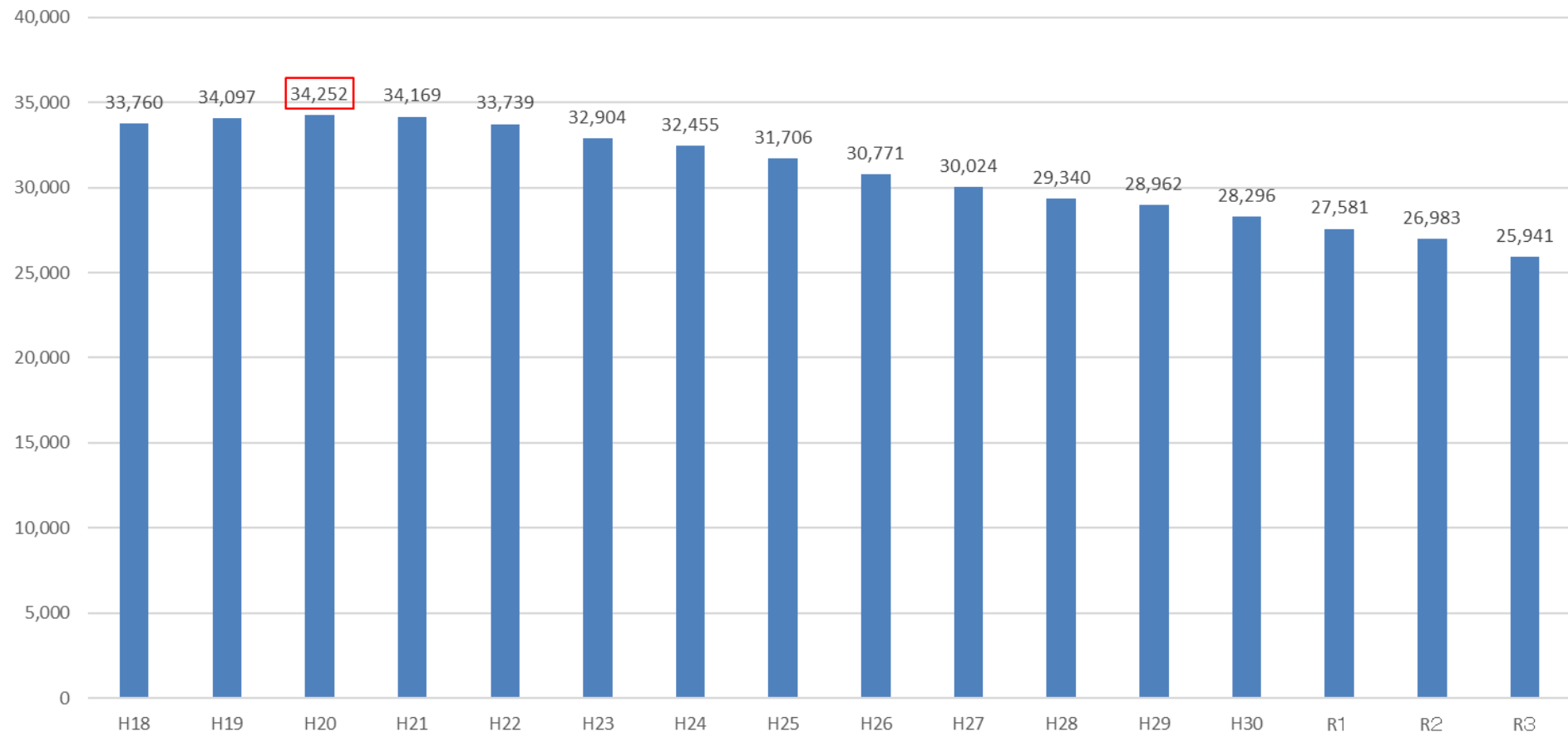
■ 収益的収支(基準内)   
 ■ 収益的収支(基準外)   
 ■ 資本的収支(基準内)   
 ■ 資本的収支(基準外)   
 — 合計



# 地方債現在高の推移

○地方債現在高は、平成20年度をピークに減少しています。今後も地方債の償還額が借入額を上回る見込みのことから、地方債残高についても減少が見込まれます。

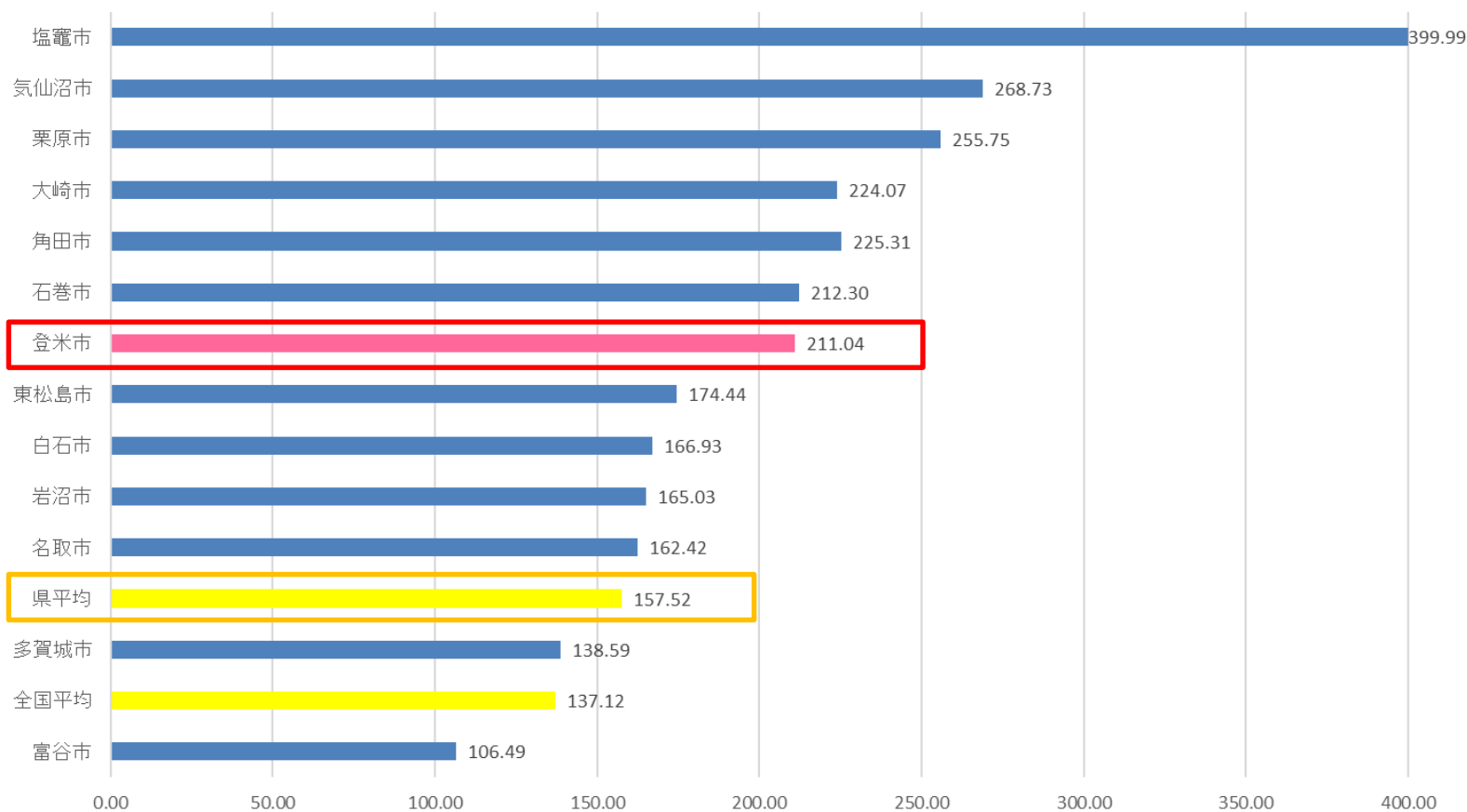
地方債現在高の推移



# 汚水処理原価の県内他市比較

○有収水量1 m<sup>3</sup> 当りの汚水処理に要した費用は、登米市が211.04円／m<sup>3</sup>であり、県平均157.52円／m<sup>3</sup>と比較しても高い水準となっています。

○維持管理費の削減や接続率の向上による有収水量の増加などの経営改善が必要となっています。

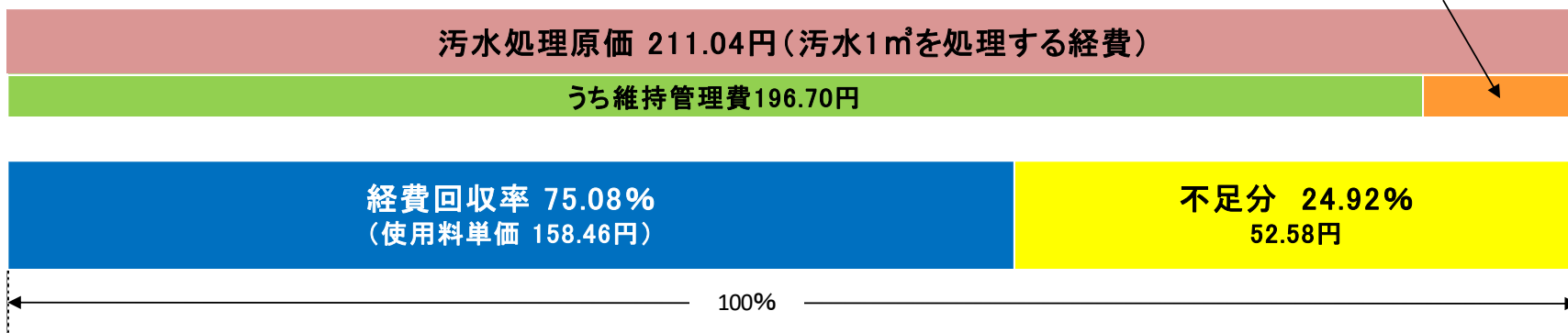


# 経費(使用料)回収率

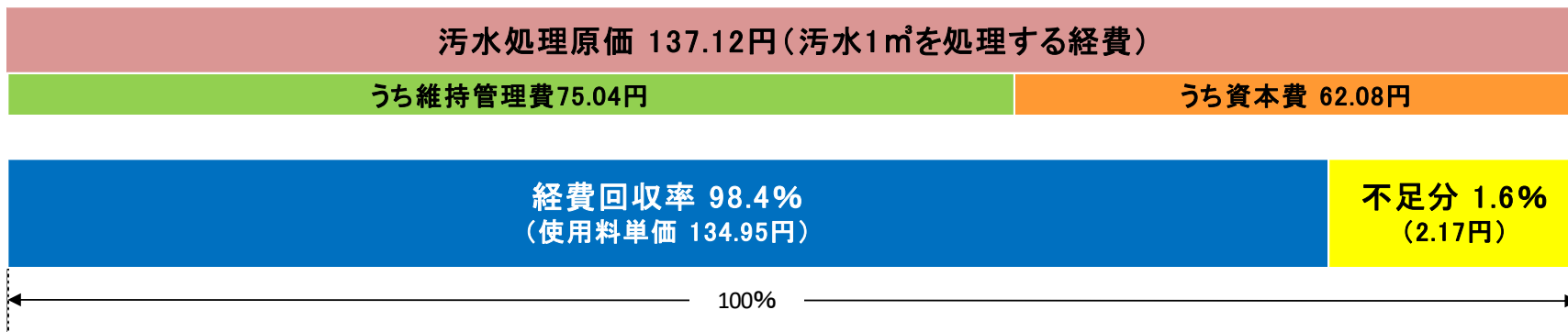
- 使用料回収率が100%を下回っていることから、使用料が回収すべき経費を賄えていない状況となっています。
- 汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われているため、適正な使用料金収入の確保及び汚水処理経費の削減が必要となっています。

## 【登米市】

令和4年3月末現在  
うち資本費 14.34円

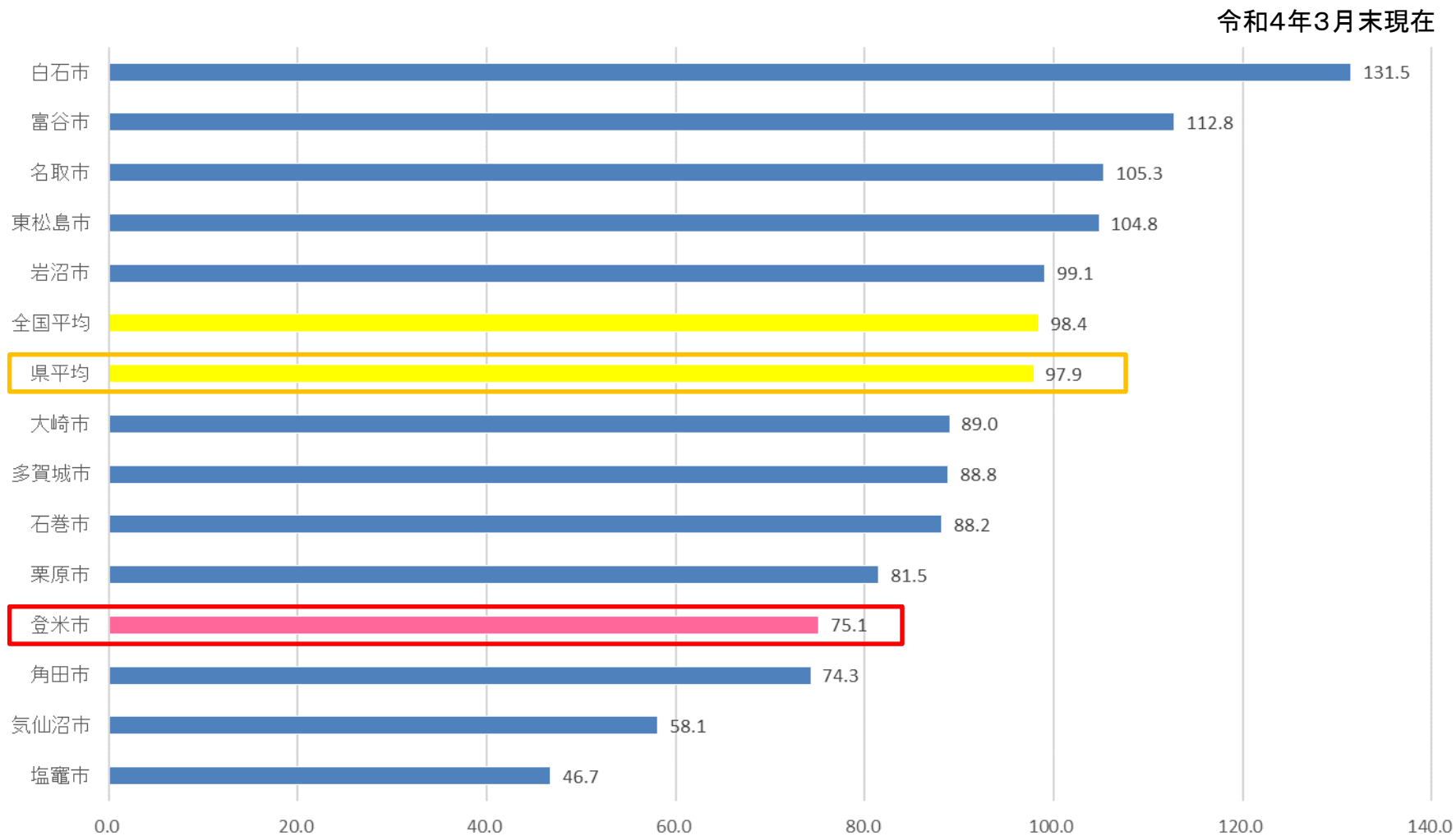


## 【全国平均】



# 経費(使用料)回収率の県内他市比較

○使用料回収率は、登米市が75.1%であり、県平均97.9%と比較すると低い水準となっています。



# 下水道使用料のこれまでの改定状況

- 登米市においては、これまでに下記の下水道使用料金の見直し・改定を行っています。
- 平成26年度及び令和元年10月に消費税率改定に伴い下水道使用料を改定しましたが、平成22年度以降は実質的な料金(下水道使用料単価)の値上げは行っていません。

登米市の下水道使用料体系の推移

年度	改定内容	基本使用料	超過使用料 (1㎡あたり単価)			
		10㎡まで	10㎡を超え 20㎡まで	20㎡を超え 50㎡まで	50㎡を超え 200㎡まで	200㎡を 超えるもの
平成17年度 ～	合併統一	1,155円	120円	126円	136円	147円
平成22年度 ～	値上げ	1,500円	150円	160円	165円	170円
平成26年度 ～	制度変更	1,543円	154円	165円	170円	175円
令和元年10月 ～	制度変更	1,571円	157円	168円	173円	178円

※消費税は内税

# 下水道使用料改定について 【令和5年10月分から】料金表（改定後）

○公営企業として「下水道使用料による自立経営」を目指し、経費回収率（維持管理費）100%を目指した使用料改定としました。

○基本使用料については、これまで10m<sup>3</sup>の基本水量込みとしておりましたが、基本水量以下の使用者に不公平感があり、使用者が公平に負担するものとして、基本水量をなくしました。従量料金については、現行で基本水量がある10m<sup>3</sup>までの使用区分において大幅な改定にならないよう配慮した改定としました。

下水道使用料表（税込み）

【令和6年10月から】《平均改定率：33%》

単位：円

汚水の排出量による区分	下水道使用料			増加率	
	現行	改定後	増加額	排出量区分変更を考慮した増加率	
基本使用料	1,571	1,573	2	0.1	0.1
従量使用料 (1m <sup>3</sup> あたりの使用料)	1m <sup>3</sup> ~ 10m <sup>3</sup>	0	50	皆増	皆増
	11m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup>	157	217	60	31.5
	21m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup>	168		49	
	51m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup>	173	228	55	31.8
	101m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup>		232	59	34.1
	201m <sup>3</sup> ~ 400m <sup>3</sup>	178	244	54	30.3
	401m <sup>3</sup> ~			66	37.1
従量使用料の通増度 (最高単価/※最低単価)	1.13	1.12	-0.01		

※最低単価

現行使用料には1m<sup>3</sup>から10m<sup>3</sup>までの単価設定が無い  
ため、最低単価は11m<sup>3</sup>から20m<sup>3</sup>の単価を用いる

# 下水道使用料改定について 料金表（17%改正後）

○登米市上下水道事業運営審議会から「水道料金と下水道使用料を同時期に改定を行うため、大幅な改定は使用者に大きな負担となることから、従量使用料の改定率について段階的な見直しを行うべきである」とのご意見を頂き、激変緩和措置として 令和5年10月から17%、令和6年10月から33% の2段階での改定とします。

下水道使用料表（税込み）

【令和5年10月から令和6年9月まで】 《平均改定率：17%》 単位：円

汚水の排出量による区分		下水道使用料			増加率	
		現行	改定後	増加額	排出量区分変更を考慮した増加率	
基本使用料		1,571	1,573	2	0.1	0.1
従量使用料 (1m <sup>3</sup> あたりの使用料)	1m <sup>3</sup> ~ 10m <sup>3</sup>	0	26	26	皆増	皆増
	11m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup>	157	191	34	21.7	15.7
	21m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup>	168		23	13.7	
	51m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup>	173	201	28	16.2	16.2
	101m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup>		204	31	17.9	15.7
	201m <sup>3</sup> ~ 400m <sup>3</sup>	178	214	26	14.6	
	401m <sup>3</sup> ~		214	36	20.2	20.2
従量使用料の逡増度 (最高単価/※最低単価)		1.13	1.12	-0.01		

※最低単価  
 現行使用料には1m<sup>3</sup>から10m<sup>3</sup>までの単価設定が無いいため、最低単価は11m<sup>3</sup>から20m<sup>3</sup>の単価を用いる

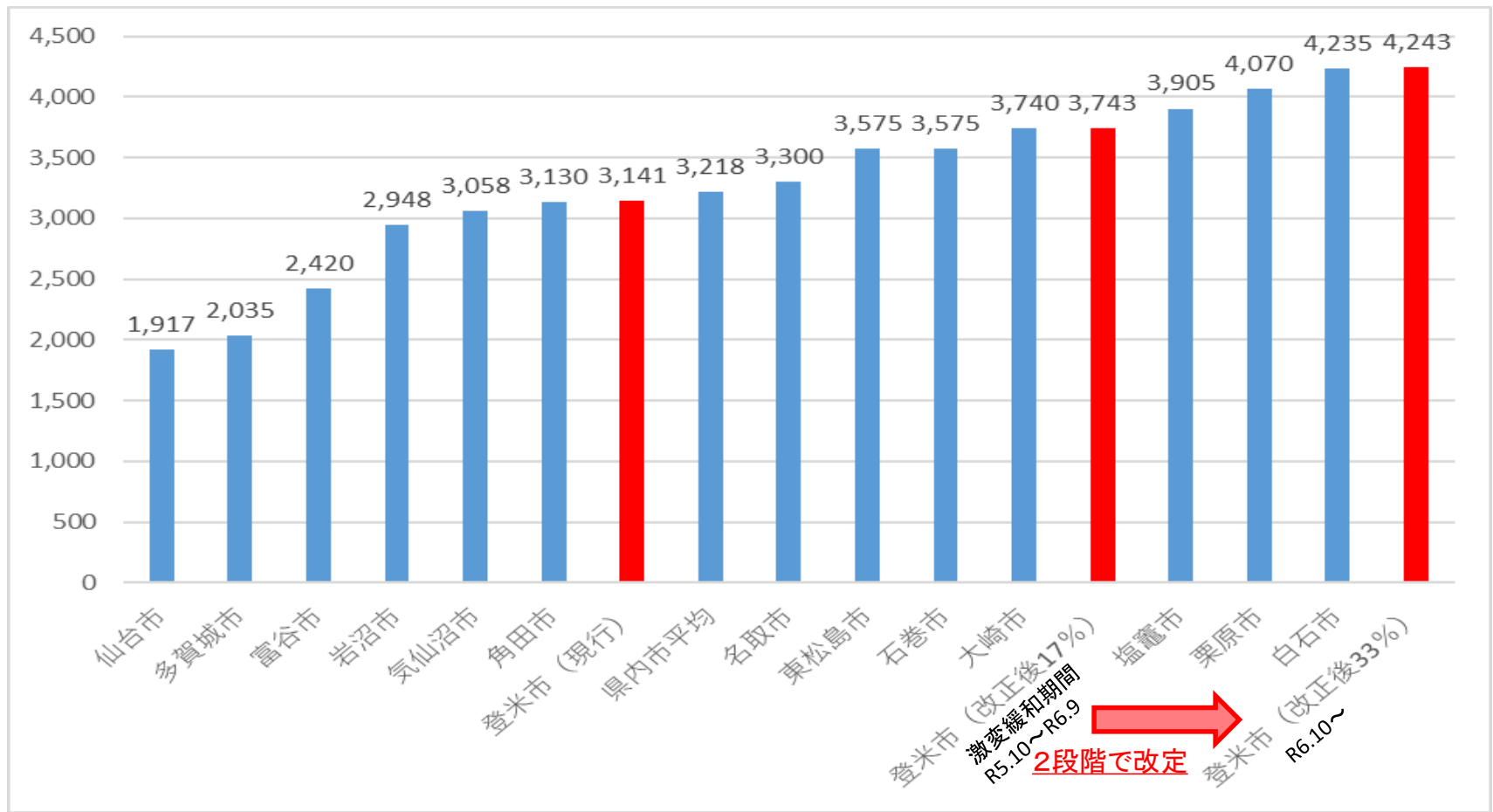
# 県内市との下水道使用料比較料金表

料金表 (改正後)

1カ月あたり20m<sup>3</sup>使用した場合の下水道使用料は下図のとおりです。  
 1段階目の改定では3,141円から3,743円となり、602円(19%増)の引き上げとなり、令和6年10月からは500円増の4,243円の使用料となります。

(単位:円)

(税込)



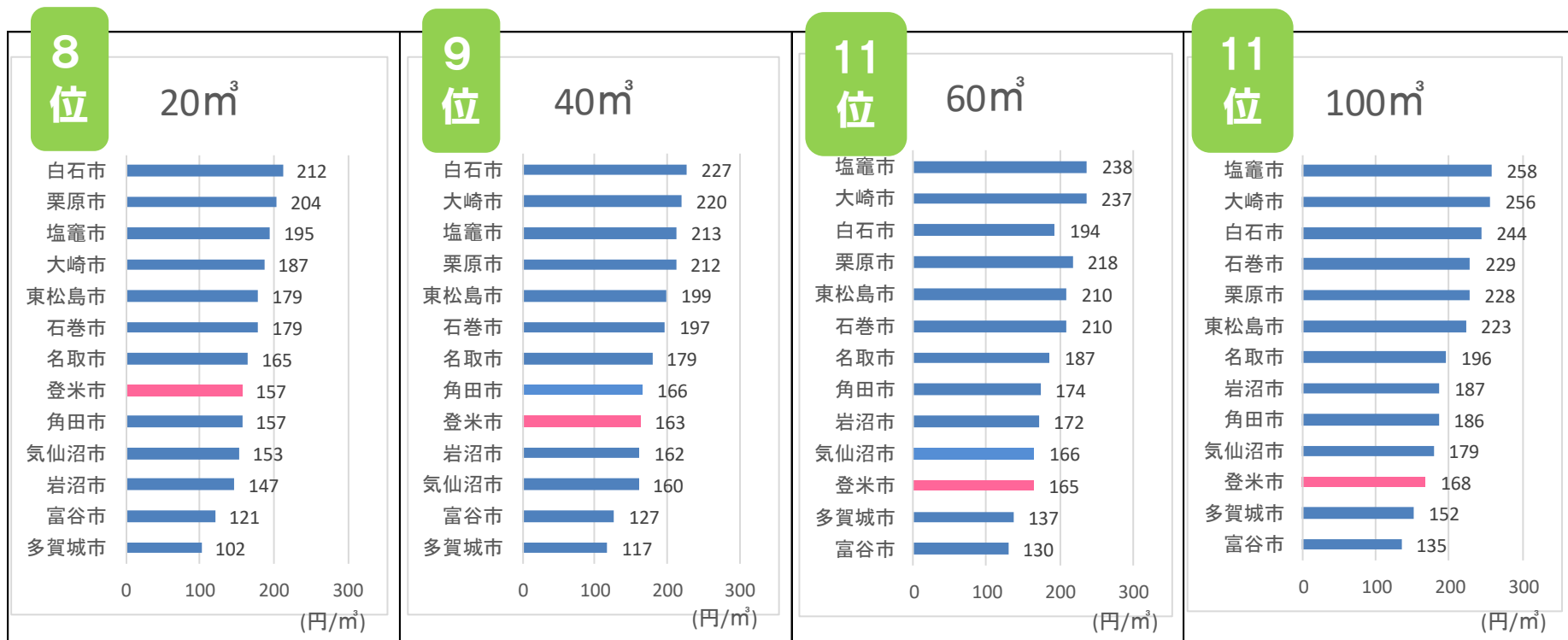


# 下水道使用料の県内他市比較

○登米市の下水道使用料は、県内においては中間に位置する水準であり、他市と比較すると、より大口使用に対して増加幅が低い料金体系となっています。

## 県内13市との比較(仙台市除く)

令和4年4月1日現在



※比較のため、使用料単価を税込で算定しています。

# 下水道事業の経営課題（施設の課題）

## ◆既存施設の老朽化

- ・ 処理場やポンプ場、管路等の老朽化が進んでおり、今後多額の費用の発生が見込まれる

【長寿命化等更新経費】 H29 4.0億円 H30 3.4億円

R元 3.2億円 R2 3.2億円 R3 1.0億円(繰越あり)

## ◆処理施設が小規模分散型

- ・ 市町村合併により小規模な処理施設が多く存在し、維持管理コストが多額

【維持管理費】 H29 10.8億円 H30 10.8億円

R元 9.5億円 R2 9.3億円(税抜き) R3 9.2億円(税抜き)

# 下水道事業の経営課題（財政の課題）

## ◆使用料収入の伸び悩み

- 人口減少や節水機器の普及などにより使用料収入が伸び悩み

【下水道使用料】 H29 7.6億円 H30 7.7億円 R元 7.9億円 R2 8.2億円 R3 8.2億円

## ◆経費（使用料）回収率が低い

- 汚水処理原価が高く、料金は県平均程度のため、経費回収率が低い

【汚水処理原価】 H29 286.4円 H30 263.9円 R元 244.8円 R2 214.4円 R3 211.0円

【経費回収率】 H29 59.5% H30 64.7% R元 63.8% R2 73.6% R3 75.1%

## 資金不足による一般会計繰入金の補てん

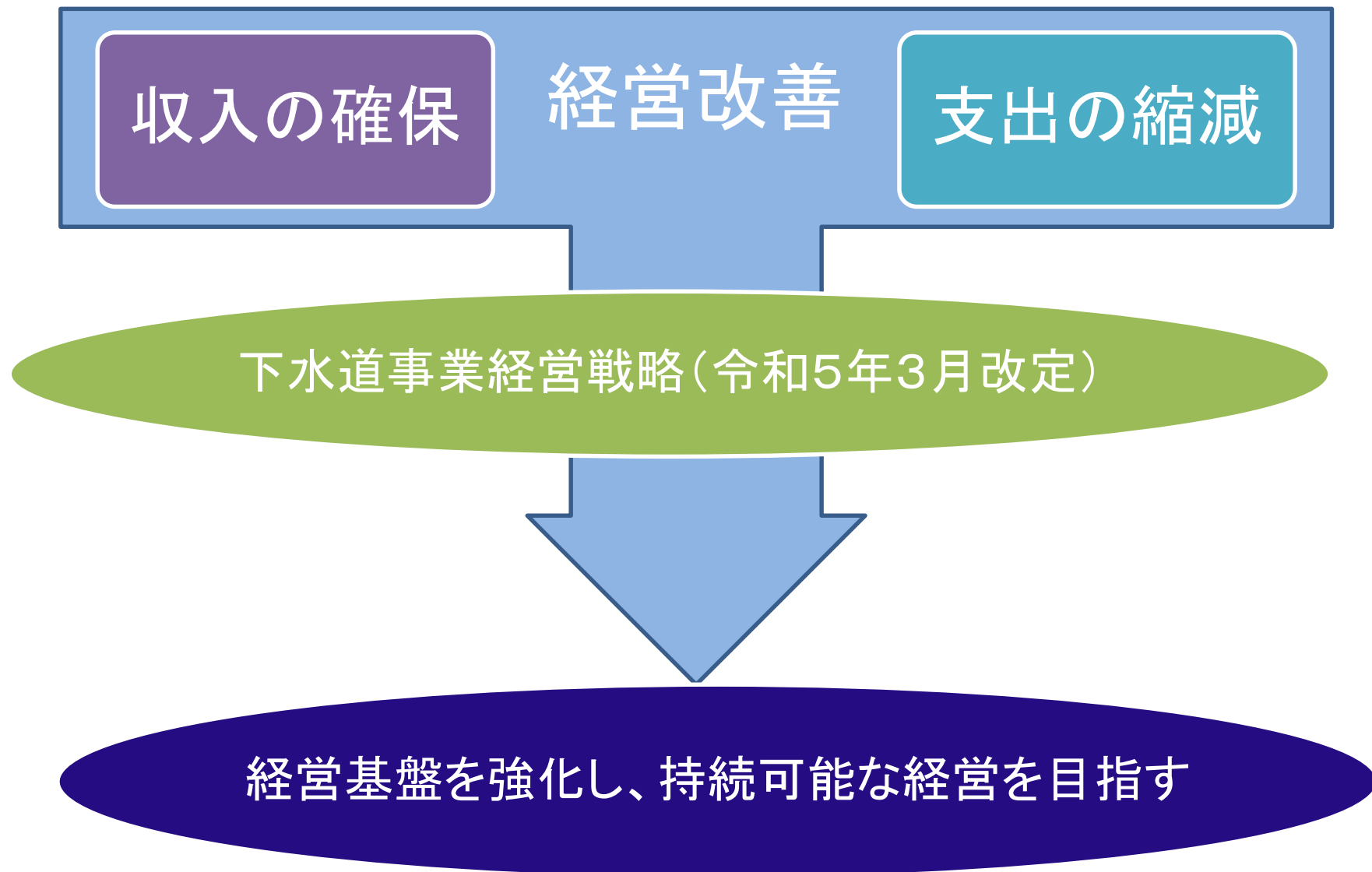
- 支出に占める起債償還金の比率が1/2を占め、財政を圧迫

【資本金（公債費）】

H29 25.4億円 H30 26.1億円 R元 27.2億円 R2 27.7億円※ R3 26.0億円※

※R2及びR3の資本費は、企業債利息＋減価償却となる。

# 下水道事業の経営改善



# 下水道事業経営戦略の位置づけ

## ◆下水道事業経営戦略について

下水道事業における事業経営の健全化、現状分析、将来予測を行ない経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、平成29年3月に経営戦略を策定しております。

令和2年度から地方公営企業法を適用し下水道経営に取り組んでおり、今般、様々な社会情勢の変化や法適用後の実績などを踏まえ、**令和5年3月に経営戦略の改定**を行いました。

